

令和8年度甲種防火管理新規講習(eラーニング)実施案内

羽島市消防本部 予防課

1 甲種防火管理新規講習について

本講習は、消防法施行令第3条第1項に規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習です。この講習の全課程を修了すると、消防法第8条第1項に規定する防火管理者としての資格を取得できます。

2 受講の要件

以下の要件すべてに該当する方が受講できます。

- (1) 羽島市に在住、又は在勤の方
- (2) 防火管理資格取得の必要がある方
- (3) eラーニングを受講できる環境(下記5「eラーニング動作環境」及び7「テキスト」参照)を受講開始日までに用意できる方

3 講習の概要

申込み後、受講期間内にお手持ちのデバイス(パソコン、タブレット、スマートフォン等)で「eラーニング(9時間)」を受講してください。すべて受講されましたら、指定された日に羽島市消防本部で開催される「実技講習」を受講してください。実技講習後に行われる「効果測定」に合格された方に修了証を発行します。

4 受講期間及び申込受付期間等

(1) 申込受付期間

令和8年9月3日(木)9時00分 ~ 9月16日(水)17時00分

※ 受講定員は48人。申込は先着順とし、**受付期間内であっても定員に達し次第、受付を締め切ります。**初日で定員に達する場合がありますので、お早めにお申し込みください。

(2) 講習日程

eラーニング受講期間 (9時間)	実技講習・効果測定日 (午前中1時間程度)
令和8年11月4日(水) ~11月17日(火)	令和8年11月19日(木)

5 eラーニング(動作環境等)について

受講期間内にインターネット上の受講サイトで9時間分の講義(期間内は中断・再開が自由にできます。)を受講してください。受講サイトへのアクセ

ス方法やログイン時のID、パスワードについては申込受付時の自動返信メールにてお知らせします。

講義動画の視聴には約15GBの packets 通信量(受講者負担)が発生します。LAN環境やWi-Fi環境等での受講を強くお勧めします。

また、動作環境(Windows10以降、Mac OS12以降、Android 10以降、iOS 16以降)が必要です。

推奨する環境については下記のページ内の「クラウド型 受講側 (推奨環境)」の欄をご確認ください。

<https://platon.logosware.com/products/requirements/>

6 実技講習・効果測定の実施会場について

(1) 会場

羽島市消防本部・2階講堂 (羽島市竹鼻町丸の内9丁目26番地)

(2) 駐車場

お車でお越しの方は、羽島市文化センター第5駐車場を開放いたしますので、そちらをご利用ください。近隣の商業施設の駐車場はご利用されないようお願いいたします。

7 テキストについて

(1) 料金

東京法令出版「防火管理講習テキスト」

5,110円 (消費税、送料込み)

(2) テキストお受け取りまでの流れ


テキスト代金は前払い制です。申込時に入力した住所宛に払込票が郵送されます。出版社が入金を確認後、テキストが発送されます。

※ eラーニング受講開始日までにテキストがお手元がない場合は、キャンセル扱いとし、受講は認めません。

8 申込方法について

(1) 申込方法

下記URL又は、QRコードよりお申込みください。

URL	QRコード
https://logoform.jp/form/z9ND/1549652	

(2) 申込完了メール

申込後に送信される申込完了メールに受講に係る重要事項(eラーニング受講時のログインID及びパスワード等)案内が記載されていますので必ず確認し、講習が終了するまで保存してください。

(3) 申込完了メールが届かない場合の対応

申込完了メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、この場合は、羽島市消防本部予防課(Tel058-392-4579)までお問合せください。

9 その他(注意事項等)

- (1) ご本人以外がeラーニングを実施した場合は、いかなる場合でも修了証は発行できません。この場合、テキスト代の返金はできません。
- (2) 本人確認のため、eラーニング受講中、申込み時に記入した連絡先へ連絡する場合があります。
- (3) 実技講習・効果測定日に発熱のある方や体調不良の方は来場をお控えください。
- (4) 気象警報等が発令されるなど、天災による被害、または被害のおそれがある場合や感染症拡大などの理由で、やむを得ず講習を中止または延期する場合があります。その際は事前にご連絡いたします。
- (5) 申込み後、都合により受講できなくなった場合は、その旨を下記「お問い合わせ先」まで連絡してください。
- (6) 下記でお示しする学歴・資格を有する方は、防火管理者の資格がある者として取り扱われる場合がありますので、申込みの前に確認してください。

防火管理者の資格として認められる学歴・資格(消防法施行規則第2条)

労働安全衛生法に規定する安全管理者、鉱山保安法に規定する保安管理者、国・都道府県の消防事務に従事する職員、市町村の消防職員、消防団員、警察官又はこれに準ずる警察職員、建築主事又は一級建築士、甲種危険物取扱者の免状を有する危険物保安監督者、防火対象物点検資格者講習を修了し免状の交付を受けている方

お問い合わせ先 **羽島市消防本部予防課 (058-392-4579)**